

愛知県医療施設耐震化支援基金事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県医療施設耐震化支援基金事業費補助金(以下「補助金」という。)は、災害拠点病院等の耐震化整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において医療機関の開設者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 第1に規定する事業は、未耐震(未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物)の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び愛知県地域保健医療計画に定める第二次救急医療施設等のうち、県が指定した耐震化整備指定医療機関の開設者(以下「補助事業者」という。)の行う耐震化整備事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。ただし、次に掲げる事業は、補助事業の対象としないものとする。

- (1) 既に全ての建物が新耐震基準(「建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)」に基づく耐震基準)を満たしている医療機関の開設者が行う補助事業
- (2) 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、耐震化整備した建物に行う補助事業
- (3) 個人の資産を形成する事業
- (4) 別に定める期限までに着手されない事業

2 補助の区分、基準額及び補助対象経費は別表1のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

- (1) 区分別に別表 1 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) (2) の交付基礎額に別表 2 の補助率及び別表 3 の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を合計した額を交付額とする。

（交付の対象外費用）

第 3 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（病床数の削減）

第 4 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、整備区域の病棟の病床数を削減することとする。

- (1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、病院全体の医療法の許可病床数から、整備区域の病棟の病床数の 10%以上に相当する数を削減する。
- (2) 病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去 3 か年平均 80%に満たなければ、愛知県医療審議会等の意見を聴いたうえで整備区域の病棟の病床数の削減割合を決定し、病院全体の医療法の許可病床数から、その削減割合に相当

する数を削減する。

(申請手続)

第5 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(補助事業の着手)

第6 補助事業者は、補助事業に着手する場合には、着手10日前までに補助事業着手届(以下「着手届」という。)を知事に提出しなければならない。

2 着手届の様式は、別紙様式1のとおりとする。

3 着手届を提出した者は、知事から受理通知を受けてから着手するものとする。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見

込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 補助事業者は、補助事業の期間内において、毎年度 12 月末日現在における事業遂行状況書を別紙様式 3 により作成し、当該年度の 1 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告及び事業完了報告)

第 12 規則第 13 条に定める実績報告書については、各年度の補助金の交付決定に係る事業に関して、別紙様式 4 によるものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、交付決定に係る事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日とする。ただし、第 13 ただし書により補助金の全部又は一部を交付する場合においては、翌年度の 4 月 5 日とする。

3 補助事業者は、補助事業の全部が完了した場合には、別紙様式 5 により補助事業の完了報告書を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が完了したことの報告が前 2 項に定める実績報告書の提出で足りる場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第 13 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、工事の出来高の範囲内において、補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 14 補助金の交付後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 6 により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間を過ぎるまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者が知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(競争入札の実施)

第 16 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、県が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。

(一括下請負の禁止)

第 17 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第 18 補助事業者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(管理と運用)

第 19 事業により効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第 20 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(他の補助金との重複の禁止)

第 21 補助事業者は、補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実施細則)

第 22 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(別表1)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
災害拠点病院、救命救急センターを有する病院の未耐震医療機関が行う耐震化整備	1病院あたり 8,635㎡×276千円 (基準面積) (基準単価)	災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費
愛知県地域保健医療計画に定める第2次救急医療施設等の未耐震医療機関が行う耐震化整備	1病院あたり 8,635㎡×165千円 (基準面積) (基準単価)	愛知県地域保健医療計画に定める第2次救急医療施設等が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費

(注)

- 1 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。ただし、耐震補強の場合は、補強工事部分の水平投影面積を建築面積とする。
- 2 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

(別表2)

補助率
2分の1

(別表3)

調整率
0.8

(注) 予算の範囲内で補助金を交付するため、必要があるときは、愛知県知事が別に定めるものとする。